

麻生音楽祭実施要綱

(目的)

第1条 麻生区を中心に音楽活動をしている音楽団体、小学校・中学校・高等学校などの音楽グループが、それぞれの自主性を尊重しつつ、日ごろの活動の成果を区民に対して披露し、相互の交流を図りながら、互いに学び合うという精神を生かして、広く区民のきずなを深めることにより、区政の推進と芸術文化の向上を図る場とすることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するため、年1回、麻生音楽祭を実施する。実施の時期やテーマについては別途実行委員会で決定する。

2 麻生音楽祭は、次の6つの部で構成するものとする。

- (1) スクールコンサート
- (2) コーラスのつどい
- (3) ポピュラーミュージック
- (4) アンサンブルのつどい
- (5) ファミリーコンサート
- (6) かなでようあさおの響き

3 前項に掲げた催しもの以外の事業については、別途実行委員会で検討する。

(参加団体)

第3条 麻生区を中心に音楽活動をしている音楽団体、小学校・中学校・高等学校などの音楽グループとする。ただし、コーラスの部、ポピュラーミュージックの部及びアンサンブルのつどいの部については、実行委員会で決定する公募の基準を優先する。

(実行委員会の設置)

第4条 この事業を実施するために、麻生音楽祭実行委員会を設置する。

(実行委員会の運営)

第5条 実行委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。